

教育実習を希望される方へ

1 教育実習生としての条件

- (1) 教員志望者であること。
- (2) 原則として大学で専攻している教科で実習すること。
- (3) 実習期間は定められた期間とする。(6月に実施予定)

2 教育実習生の心得

- (1) 教育実習期間中は指導教員の指示に従い、教員と同じ態度で臨み、品位を保ち言動に十分注意すること。
- (2) 仮内諾後から実習終了までに、実習生として不都合なことがあれば、実習を行えなくなることもある。

3 仮内諾までの手続き

- (1) 本人が直接来校し、別紙「教育実習個票」に必要事項を記入し提出する。係より説明を聞き、本人宛返信用封筒(切手付き)を提出する。
- (2) 実習希望者が受け入れ可能人数を上回った場合、また教科等の事情により受け入れられないことがある。
- (3) 仮内諾書は、11月ごろに発送する予定である。

4 事前説明

教育実習開始前に事前説明会(5月初旬)を本校で行うので、必ず出席する。